

一宮テニス協会規約

ICHINOMIYA TENNIS ASSOCIATION

改正

平成17年 6月19日
平成17年 9月25日
平成19年 2月25日
平成19年 5月27日
平成20年 7月20日
平成20年11月24日
平成21年 2月15日
平成21年 6月28日
平成21年11月23日
平成22年 2月14日
平成23年 3月 6日
平成25年 2月17日
平成27年 2月 7日
平成29年 2月 4日
平成31年 2月 9日
令和 3年 2月 6日
令和 5年 2月11日
令和 7年 2月 8日

一宮テニス協会

一宮テニス協会規約

ICHINOMIYA TENNIS ASSOCIATION

第 1 章 総則

(名称)

第1条 本会は、一宮テニス協会「I. T. A」という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、細則『事務局規則』に定める。

第 2 章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、市民のテニスの向上と、親睦並びに健全な心身の発達を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民テニス大会の管理と運営。
- (2) その他テニス行事に関する事業。
 - (ア) テニス技術の研修会、ルール、マナー等の講習会の開催。
 - (イ) 市民大会などの結果の発表とランキングの発表。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会員

(会員)

第5条 本会は、正会員で構成する。

- (1) 正会員 目的を理解し、細則『会員規則』に則り当協会に加盟した団体（以降、加盟クラブと称する）、および加盟クラブの所属メンバー（以降、加盟クラブ員と称する）とする。

(退会、除名)

第6条 本会の名誉を傷つけた者は、除名することができる。

- (1) 別に定める細則『会員規則』により審議するものとする。

第 4 章 役員

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 役員 *会長 1名 *副会長 1名 *理事長 1名 *副理事長 若干名
*理事 若干名 *会計理事 2名 *監事 2名 *顧問 若干名

(2) 役員を選出と任期。

(ア) 役員は、理事会で決定し、総会で報告する。

(イ) 役員に欠員が生じた場合は、補欠役員を選出することができる。選出された役員の

任期は前任者の残任期間とする。

(ウ) 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (3) 会長は、当協会を代表し協会の会務を統括する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し会務を執行し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (5) 理事長は、執行部会・理事会の会務を統括する。
- (6) 副理事長は、理事長を補佐し会務を執行し、理事長不在のときはその職務を代行する。
- (7) 会長・副会長・理事長・副理事長を執行部とする。
- (8) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (9) 監事は、本会の会計業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会において報告する。
- (10) 顧問は会長経験者とし、本会の相談役とする。

第 5 章 会議

(総会)

第8条 定時総会及び臨時総会とする。

- (1) 定時総会は、2月もしくは3月に、臨時総会は、必要が生じた場合いつでも理事会の決議を経て、理事長が招集することができる。
- (2) 総会の招集は、15日前までに会議の日時、場所及び目的を明記した書面を加盟クラブ(宛先はクラブの代表者)に案内して開催実施するものとする。
- (3) 総会は、加盟クラブ代表者の過半数の出席で成立する。又、委任状は出席数に含める。
- (4) 総会の議長は出席者の中から選出し議事を行う。議決が必要な時は、多数決によるものとし、賛否同数の時は議長が決定する。委任状は有効と認める。ただし、委任状に代理人の記入が無い場合、または、提出がない場合は、理事長を支持したものとする。
- (5) 正会員は、委任状の代理人をもって、議決権または選挙権を行使することができる。委任状、代理人は、細則『会員規則』に定める。

(執行部会)

第9条 執行部会は、本会の事業を円滑に行うための審議機関である。

- (1) 執行部会は、会長・理事長・副理事長等で構成し、必要に応じて理事長が招集し開催する。
- (2) 執行部会は、本会に必要な事案及び企画について審議する。

(理事会)

第10条 理事会は、本会の執行機関である。

- (1) 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、理事長が議長となつて行う。
- (2) 理事会は、会長及び理事の過半数の出席で有効となり、議決は多数決によるものとする。賛否同数のときは、議長が決定する。委任状は有効と認める。
- (3) 理事会は、総会に必要な議案及び理事が必要と認める事項について審議する。

第 6 章 会計

(収入)

第11条 本会の収支は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会計は、会員の年度会費・市の補助金・事業に伴う収益金・その他雑収入で賄う

ものとする。

(年度会費・臨時会費)

第12条 本会の年度会費・臨時会費は、細則『会計規則』に定める。

(1) 既納の年度会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、1月1日よりその年の12月31日とする。

第7章 委員会

(委員会)

第14条 本会は、次の委員会を置き、会のスムーズな運営と研究を行う。

(1) 委員会は、委員長1名・委員若干名を置くものとする。

(2) 委員長・委員は、2年の任期とし、理事会で選出されるものとする。

なお、委員は他の委員会を兼ねることができるものとする。

*総務委員会 *広報・企画委員会 *競技委員会 *テニス教室委員会

※各委員会の担当・業務は細則「事務局規則」に定める。

第8章 付則

(規約の発効)

第15条 本会の規約は、平成14年4月1日から効力を発する。

(規約の改正)

第16条 本会の規約の改正は、理事会において出席者の2/3以上の賛成により改正することができる。委任状は有効と認める。

(必要な細則『規則』の制定)

第17条 本会の規約施行のため、必要な細則『規則』を定めることができる。

(細則『規則』の改正)

第18条 細則『規則』は、理事会の議決により改正することができる。

細則「会員規則」

本会の規約の定めるところにより、細則『会員規則』を次のとおり定める。

1 入会申込み

(ア) 正会員として新規に団体加盟を申し込む場合は、所定の用紙に必要事項を記入し、加盟金を添えて事務局へ申し込むこととする。

(注) 新規に正会員として加盟する場合において、登録するメンバー全員が市内在住・在勤者（1年以上）、又は在学者（高校生以上）でなければならない。

(イ) 正会員が継続する場合、一宮市テニス協会加盟団体名簿に加盟金を添えて期日までに事務局へ申し込むこととする。

(注) 正会員として継続、又は所属メンバーを追加登録する場合、市内在住・在勤者（1年以上）、又は在学者（高校生以上）でなければならない。

2 正会員の特典

(ア) 市民大会へのエントリーが、協会発行の規定受付用紙にクラブ員一括記入でエントリーすることができる。

(ウ) 市民大会の参加料の割引がある。なお、ダブルスでペアの所属クラブが異なっても両名が加盟クラブ員であれば割引を適用する。

(ウ) 会長杯（団体戦）にエントリーすることができる。

3 本会の規約第5章の委任状及び代理人の規則

(ア) 委任状は、クラブの代表者自ら署名しなくてはならない。

(イ) 委任状の代理人欄に記入がない場合、もしくは、委任状が提出されない場合は理事長がその代理人となる。

(ウ) 代理人は、本会の正会員でなければならない。

4 退会・除名

以下のときは、理事会にて退会・除名を審議し決定するものとする。この決定は、その日から発効されるものとする。

(ア) 定められた日までに、本会の発行物その他の代金及び年度会費を納めなかった者。

(イ) 犯罪その他信用を失する行為のあった会員。

細則「会計規則」

本会の規約の定めるところにより、細則『会計規則』を次のとおり定める。

- 1 会員の会費は、年度会費とする。事務局に定められた書類を添えて納金する。
加盟クラブ登録の年度会費は、基本加盟金として1団体について¥5,000円とする。
所属メンバーが11名以上の団体は11人目から1名につき¥500円を乗じた額を基本加盟金に加算した合計となる。
- 2 委員会の決定で、臨時会費を徴収することができる。
- 3 本会の事業は、原則として、事業ごとの決算とする。
担当委員会は、事前に理事会の承認を得て、事業完了後領収書等を会計理事に提出し精算すること。『別表』の各大会運営費用を含むものとする。
- 4 役員及び協会が依頼した者は、職務のために必要な実費及び旅費を支給される。
- 5 本会の予算は、理事会の審議を経て編成し、総会の議決を必要とする。
- 6 本会の予算は、監事が会計監査し、総会において報告し承認を得なければならない。
- 7 特別予算を計上することができる。ただし、理事会の審議、議決を必要とする。